

衆院選「違憲状態」



昨年12月の衆院選をめぐる「1票の格差」訴訟の上告審判決で「違憲状態」の判断を示した最高裁大法廷 =20日午後

昨年の「1票の格差」最高裁判決 選挙無効は退ける

「1票の格差」が最大2・43倍だった昨年12月の衆院選は違憲だとして、二つの弁護士グループが選挙無効を求めた全国訴訟の上告審判決で、最高裁大法廷（裁判長・竹崎博允長官）は20日、「違憲とまではいえず、違憲状態にとどまる」との判断を示した。選挙無効の請求は退けた。

最大格差が2・30倍だった2009年の衆院選についての前回判決と同判断になった。高裁・高裁支部判決では違憲判決が相次ぎ、戦後例のない無効判決もあったが、最高裁が統一判断で違憲状態にとどめたことで、選挙制度改革をめぐる議論の停滞が予想される。

昨年12月の衆院選

は、最高裁が11年3月の前回判決で違憲状態とした09年選挙と同じ区割りで実施され、最大格差は千葉4区と高知3区の2・43倍だった。訴訟では、衆院解散直前に成立した小選挙区定数を「0増5減」とする選挙制度改革関連法をどう評価するか最大の焦点だった。

11年判決は、地方に

配慮して47都道府県にあらかじめ1議席を配分する「1人別枠方式」に基づく区割りを違憲状態とし、速やかな見直しを求めた。だが国会で各党の意見が対立し、格差是正は先送りされた。

解散当日に1人別枠方式が廃止され、0増5減法が成立したが、新たな区割りは選挙間に合わず、格差は前回より拡大した。0増5減に伴う区割りを定めた改正公選法が成立し、格差が2倍未満になったのは今年6月だった。

弁護士グループは今回、全ての高裁・高裁支部に訴訟を起こした。3月に言い渡された16件の一審判決は「選挙無効」が2件、「違憲」12件、「違憲状態」2件だった。



発行所

山形新聞社

山形市旅籠町2-5-12

電話 代表023(622)5271

Copyright (c) 2013
Yamagata Shimbun

2013年

11月20日

〈水曜日〉

電子
速報版

購読申し込み
(9-17時)

0120-81-8040

やまがた
ニュースオンライン
yamagata-np.jp

携帯・スマホ
yamagata-np.jp
/mobile/



詳しくは山形新聞を
ご覧ください。